

最高裁秘書第2004号

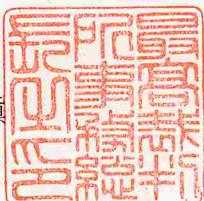
令和3年7月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

5月27日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁判所裁判官が退官した後、どのような手続をとれば、行政文書又は司法行政文書の開示手続で開示されない情報を、自らが著者となる市販の書籍に記載できるかが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第2267号

令和3年7月16日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所裁判官が退官した後、どのような手続をとれば、行政文書又は司法行政文書の開示手続で開示されない情報を、自らが著者となる市販の書籍に記載できるかが分かる文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年6月10日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第20号

(2) 謝問日

令和3年7月12日

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2269号

令和3年7月16日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情） 諮問第20号

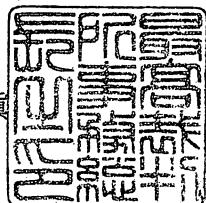
（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年7月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁判所裁判官が退官した後、どのような手続をとれば、行政文書又は司法行政文書の開示手続で開示されない情報を、自らが著者となる市販の書籍に記載できるかが分かる文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、5月27日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 開示申出の内容の「行政文書又は司法行政文書の開示手続で開示されない情報」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に定められた情報（以下「不開示情報」という。）と整理した。

(2) 司法行政文書開示の趣旨は、裁判所の保有する情報の一層の公開を図り、その諸活動を国民に説明する責務を全うすることであり、不開示情報該当性は、司法行政文書開示申出を受けて事後的に判断されることになる。とすると、裁判官が書籍を作成する段階において、書籍の記載内容に不開示情報が含まれる

かどうかを事前に確認することは想定されない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

(3) よって、原判断は相当である。